

(お知らせ)

定期検査中の福島第二原子力発電所2号機における誤警報の発生について

平成19年9月6日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所2号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、平成19年4月6日より第17回定期検査を実施しておりますが、発電機しゃ断器^{*1}の社内検査を行っていたところ、平成19年9月5日午後7時10分頃、主タービンの異常を示す「EHC^{*2}重故障」の警報が発生したことにより、「A系（B系）原子炉自動スクラム^{*3}」の警報が発生いたしました。

その後、原子炉は停止中であり異常のないこと、および「EHC重故障」警報の原因が当該社内検査で発生したものであることを確認したことから、同日午後10時30分頃「EHC重故障」の警報を、また、同日午後10時33分頃「A系（B系）原子炉自動スクラム」の警報を手動解除いたしました。

本事象は、警報のみ発生したもので、原子炉は停止中で制御棒は全て挿入状態であり、安全上の問題はありません。

調査の結果、本事象が発生した原因については以下のとおりです。

- ・ 本来、検査用に設置した装置において、プラントの出力が出ていない状態を模擬して検査を実施すべきところ、要領書ではプラントが定格出力の状態を模擬するような記載となっていたこと。
- ・ プラントが定格出力の状態であることを模擬して検査したことにより、しゃ断器動作に伴いタービンの回転数が変動^{*4}したことを示す信号が出たため、「EHC重故障」、さらに「A系（B系）原子炉自動スクラム」の警報発生にいたったこと。
- ・ 前回の定期検査時に、当該検査の要領書において、プラントが定格出力の状態を模擬するような記載になっているのに気づき、内容を改訂することとしていたが、今回の要領書作成時に反映しなかったこと。

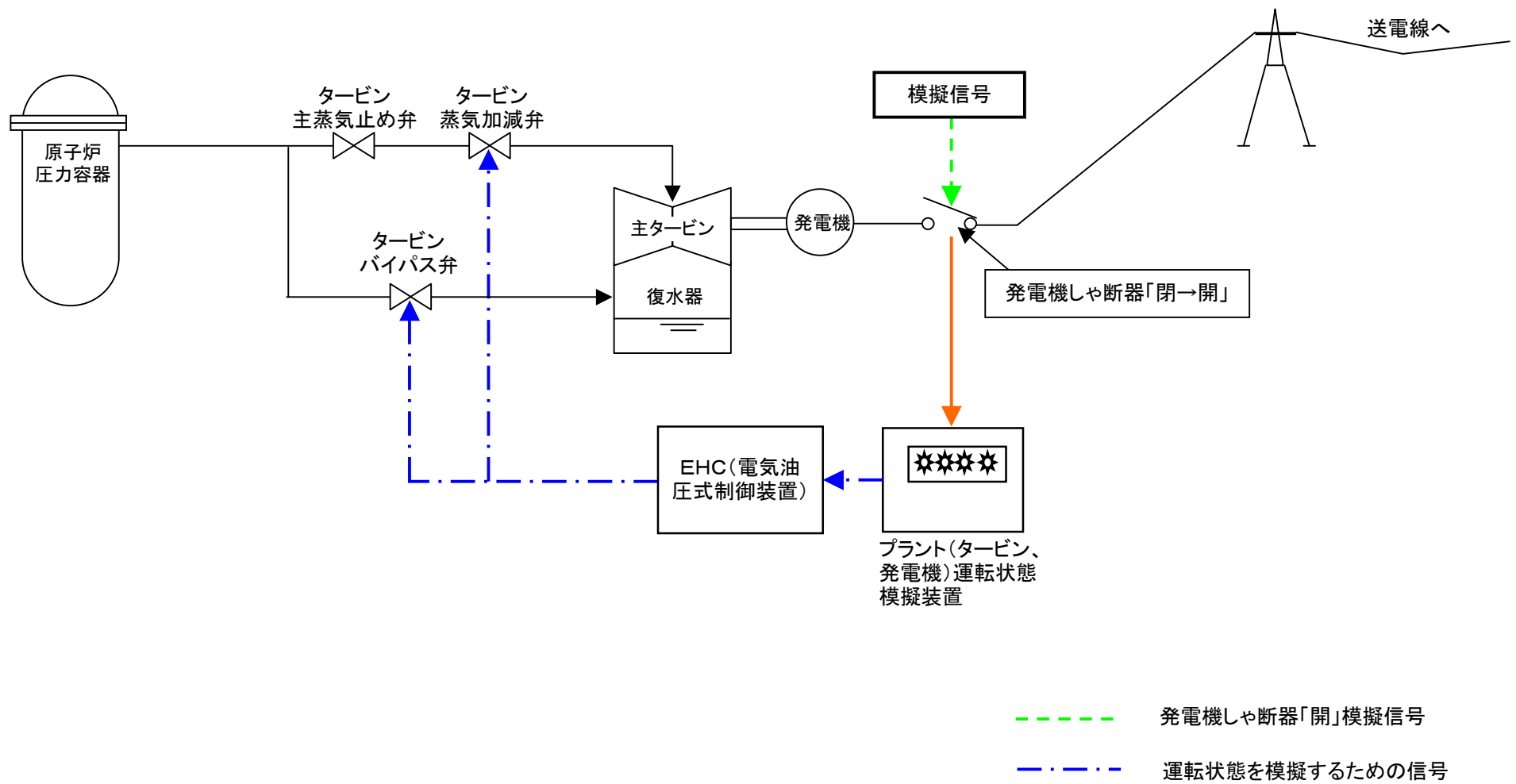
対策として、当該社内検査を行う際は、プラントの出力が出ていない状態を模擬して検査を実施するよう要領書を変更いたしました。また、要領書の変更を確実に実行することについて、マニュアルに明記することといたします。

なお、変更した要領書により検査を行い、警報が発生しないことを確認いたしました。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

- * 1 : 発電機しゃ断器
送電線と発電機を切り離す装置。
- * 2 : EHC (Electro-Hydraulic Control System : 電気油圧式制御装置)
電気的方法で高圧油を用いタービンを制御する装置。
- * 3 : A系 (B系) 原子炉自動スクラム
原子炉を自動で緊急停止する際に出る信号。
- * 4 : しゃ断器動作に伴いタービンの回転数が変動
しゃ断器が動作することで送電線と発電機が切り離されたことによりタービンの回転数が変動すること。



事象発生時概略図